

会員 各位

一般社団法人日本公認心理師養成機関連盟

先日実施されました第6回研修会におきまして、参加者からご質問の多かった下記の件につきまして、10月30日配信のメールニュースでも概要をお伝え致しましたが、11月5日付けで厚生労働省公認心理師制度推進室より本連盟宛に改めてご通知をいただきましたので、以下の通りご連絡申し上げます。この情報は、ホームページにも掲載予定です。

「新型コロナウイルス感染症の影響により実習内容等に変更が生じた際の対応について」

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 公認心理師制度推進室

令和2年6月1日付け発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」に記載されている、新型コロナウイルス感染症の影響により実習内容等に変更が生じた際の対応に関するご質問をいただきましたのでご説明いたします。

具体的には「1. 学校養成所等の運営に係る取扱い」内(4)における「上記(3)の取扱いについては、当面の間、医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則に示された実習内容の変更に関する承認申請・届出は不要であるが、今後、実施結果について改めて調査を行うことがあり得るので、しっかりと整理されること。」という一文についてです。

この「医療関係職種等の国家資格の養成施設として指定する規則」について、公認心理師には該当するものがございません。ご参考までに、該当する具体例としては、「精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等指定規則」がありますが、公認心理師の科目に関して記載されている通知「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(以下、「科目通知」)は該当いたしません。

つきましては、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、実習施設や実習内容等に変更が生じた際は変更届をご提出いただく必要がございます。なお、実習施設や実習内容等の変更への対応については各学校において整理していると存じますが、下記留意点を踏まえて変更届をご提出いただけますと幸いです。

変更届をご提出いただくにあたっての留意点

- 変更内容が新型コロナウイルス感染症の影響による一時的・特例的なものである場合には、その旨を記載すること
- 変更内容(時間数も含む)が、本来予定していた実習計画のうち、分野や担当ケース等、具体的にどの実習内容を踏まえて変更したものであるか記載すること

上記を把握しやすくするために、元の実習計画と変更後の実習計画を併記するなど、記載方法を工夫していただけますと幸いです。

また、「科目通知」においては、変更を行った日から1か月以内に変更届をご提出いただくこととなっておりますが、提出時期については弾力的に取扱っていただいで差し支えございません。新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、実習施設や実習内容等に断続的な変更が生じる可能性がある場合の提出時期についても同様です。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響による巡回指導の方法についてご質問をいただきましたので回答いたします。巡回指導については、実習施設及び実習指導者と十分な連携を取った上であれば、Skype等のオンラインツールを活用した巡回指導を行っていただいても差し支えございません。

以上について、お手数をおかけいたしますが、関係者へ周知をしていただきたく何卒よろしくお願ひいたします。その他、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う実習の実施方法等について、ご不明点等がございましたらお問合せください。

以上